



様式第4号(第12条関係)

北栄町指令受環第333号

一般廃棄物処理業(収集・運搬)許可証

住所 倉吉市広瀬町1713
法人名 有限会社 松井商店
氏名 代表取締役 松井 實
(代表者)

平成23年 2月25日付で申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、次の条件を付して許可する。

平成23年 3月 7日

北栄町長 松本 昭夫



記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 2 事業の区域 北栄町内
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物
- 4 許可の期間 平成23年 4月 1日から平成25年 3月31日
- 5 許可の条件
 - (1) 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
 - (2) 委託・許可分の混載及び、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、の混載及び、市町間の混載はしないこと。
 - (3) 再生資源は、適正にリサイクルすること。
 - (4) 関係法令を遵守すること。
 - (5) 収集運搬(搬入)実績報告書を翌月10日までに提出すること。
 - (6) 従業員等、申請内容に変更のあった場合は速やかに変更申請を行うこと。
 - (7) 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消すものとする。